

議 第 三 号

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条の二及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十五年二月二十七日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 齋 藤 範 夫

仙台市議会議長

佐藤 正昭 様

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則

仙台市議会会議規則（昭和三十四年仙台市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第十四章 会議録

第七十七条（会議録の記載事項）

第八十条（会議録の配付）

第九十一条（会議録に掲載しない事項）

第九十二条（会議録の署名及び保存年限）」を

「第十四章 公聴会及び参考人

第七十七条（公聴会開催の手続）

第八十条（意見を述べようとする者の申出）

第九十一条（公述人の決定）

第九十二条（公述人の発言）

第九十三条（議員と公述人の質疑）

第九十四条（代理人又は文書による意見の陳述）

第九十五条（参考人）

第十五章 会議録

第七十四条（会議録の記載事項）

第七十五条（会議録の配付）

第七十六条（会議録に掲載しない事項）

第七十七条（会議録の署名及び保存年限） 「」に、「第十

五章」を「第十六章」に、「第九十一条」を「第九十八条」に、「第十

六章」を「第十七章」に、「第九十二条」を「第九十九条」に、「第十

七章」を「第十八章」に、「第九十三条」を「第一百二十条」に改め

る。

第一百六条中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」に改める。

第六十二条第二項中「第九十二条の二第四項」を「第九十二条第三項」

に改める。

第一百十三条を第一百二十条とする。

第十七章を第十八章とする。

第十六章中第一百十二条を第一百九条とし、同章を第十七章とする。

第十五章中第一百十一条を第一百八条とし、同章を第十六章とする。

第十四章中第七十条を第十四条とし、第八十条から第一百十条ま

で七条ずつ繰り下げ、同章を第十五章とする。

第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第一百七十七条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第一百八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。

(公述人の決定)

第一百九条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならぬ。

(公述人の発言)

第一百十条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第一百一十一条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第一百十二条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第一百三十三条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第一百十条から前条までの規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。